

養育費の支払義務者が自営業者等である場合における養育費額の算定の在り方に関する調査研究報告書の概要

本調査は、令和3年度中に、法務省が、法制審議会家族法制部会で調査審議中の離婚及びこれに関連する制度の見直しに関し、検討を行う上で必要となる基礎的知見を収集することを目的として、養育費額の算定の実情や養育費額の算定における課題を把握するとともに、現在の養育費額の算定における隘路を分析するため、養育費の支払義務者が自営業者等である場合における養育費を算定するための実体的・手続的規律の在り方について、民法学者及び弁護士の研究者による調査研究を委託したものである。

本概要は、上記調査研究の結果のうち一部を紹介するものであり、詳細については、報告書本文を確認されたい。

1 研究目的及び方法

現在の実務では、養育費額の算定にあたり、主に双方の収入額に基づき算定額が算定されているものの、支払義務者が自営業者である場合に、自営業者の収入が正確に把握できず、結果として養育費額の算定に困難が生ずる場合も少なくないのではないかと指摘がある。そこで、養育費額の算定の実情を把握し、問題点とその解決策を見出すため、養育費に関する実務に詳しい家庭裁判所の裁判官や弁護士に対して、主に支払義務者が自営業者等である場合の収入認定や養育費の算定に関し実務上困難を感じる点や課題等についてインタビュー調査を実施し、税理士に対し、自営業者等の実態を把握するための税務や会計上の着眼点についてもインタビュー調査を実施した。さらに、養育費の問題を検討するにあたり、児童扶養手当の制度趣旨や私的扶養との関係についての考え方を知ることが有益であることから、厚生労働省の担当者にもインタビューを行っている。インタビュー結果も踏まえ、養育費額の算定について立法的視点から考えられるアプローチを提案するとともに、各アプローチに対する批判的検討を行っている。

2 実務家からのインタビュー結果を踏まえた実務上の課題

- ・自営業者の収入に関する資料を収集するため、市区町村に対して、課税所得証明書記載内容について調査嘱託が行われることがあるが、裁判所からの調査嘱託に対する自治体の対応は必ずしも統一されておらず、地方税法第22条などを理由に回答を拒否する自治体も多くあるようである。また、調査嘱託への

回答の拒否の多さから、実務においては、そもそも調査嘱託の活用には消極となってしまうこともある。

- ・当事者の収入をベースとする現在の養育費額の算定の在り方は、義務者の主張するまたは提出する資料上の収入額が実態とは異なることについて、権利者側が資料の提出を求められることもあり、ひとり親にとって過度の負担を与えることにもなりかねない事態が生じることがある。
- ・確定申告書上に記載されている数字の信用性についても疑義がないわけではなく、フロー収入だけから養育費を算定することは、子の利益の観点から適正な養育費額といえるのか、慎重な判断が必要になるような事例も存在する。

3 課題解決のためのアプローチ及び批判的検討

(アプローチを○、アプローチに対する意見を・として、一部紹介する)

- 裁判所からの調査嘱託を受けた場合の地方自治体における対応に係る法的整理などの周知を行う
- 市区町村の職員の守秘義務を免除するための法的措置を検討する(例えば、同居親の別居親からその収入に関する情報を取得する権利の創設)
 - ・養育費の場合にのみ別居親に義務を課すことの合理的な説明が必要である。
- 支払義務者による正しい収入の申告を促すための手続的規律を検討する
 - ・規律を設けたとしても、正確な数値の申告を促すことにはならない。
- 養育費の算定の際の考慮要素を明示し、資産も考慮する方策を検討する
 - ・資産の把握が困難な場合には、かえって紛争の長期化につながる。
- 支払義務者の収入の把握が困難な事情がある場合には、支払義務者の収入額にかかわらず、子どもの生活費を基準として養育費額を算定する方策を検討する
 - ・支払義務者の収入に争いがある場合にも、早期に養育費の支払額を決定することができ、子の経済面での安定を早期に図ることができる。
 - ・権利者と支払義務者との間で子どもの生活費をどのように分担するかを別途検討する必要がある。
 - ・生活費を基準とした金額が支払義務者の主観的な支払い可能額を超えた場合には、かえって養育費の履行確保の問題が生じる可能性がある。
 - ・支払義務者の正確な収入が把握でき、それに基づく養育費額が、生活費を基準とした養育費額よりも高額になる場合には、差額について遡って支払を求めることができるようにする対応も考えられる。

報告書(詳細版)はこちら

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00054.html